

■ Legal Update ■

ミャンマー仲裁法改正案発表

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマーの仲裁と関連する主要法律は、ミャンマー内における仲裁を規定している1944年仲裁法(Arbitration Law 1944, 以下、1944年仲裁法)及び外国仲裁判決の執行に関する事項を規定している1937年仲裁(議定書及び協約)法(Arbitration(Protocol and Convention)Act)があります。ミャンマー議会は、2014年5月25日、国連国際取引委員会(UNCITRAL)が1985年6月21日に採択した国際商事仲裁の関するモデル法(Model Law on International Commercial Arbitration, 以下、モデル法)に基づき、1944年仲裁法を全面的に改正する仲裁法案(以下、同案)を発表しました。

1. 仲裁手続きへの裁判所の介入可能性

1944年仲裁法は、当該紛争に対する管轄権を有する裁判所の場合、仲裁に対しても管轄権を持つとし、裁判所の広範囲な介入を許容しながら、裁判所の判断によって仲裁手続き、または、仲裁判定を取り消すこともできるとしました(1944年仲裁法第34条ないし第36条)。これに反して、同案は、同法で特別に規定していない限り、同法による手続きは裁判所の介入を受けないという点を規定しているところ(同案第5条)、これは、モデル法第5条によって、裁判所の介入を最小化しようとする仲裁の趣旨に符合する方向へ改正されたものと思われます。

2. 保全処分の可能性

ミャンマー裁判所、または、仲裁判定部は、仲裁合意当事者が申請時に、適当な証拠を提出した場合、申請書及び証拠を提出した場合、紛争財産の処分を一時的に中止する必要がある場合などには、保全処分(interim measures)を下すことができます(同案第9条第(a)項、第17条第(a)項第(viii)号)。

3. 仲裁に関する書面合意の必要性

仲裁手続きを通じて紛争を解決するためには、別途の仲裁契約を締結するか、または、仲裁条項を記載する方法をもって、契約と関連して発生したか、もしくは、発生しうるすべての紛争を仲裁で解決するという当事者たちの意思を記載した書面合意が必要となります(同案第7条)。

4. 仲裁人の任命方法

1944年仲裁法は、仲裁合意当事者たちの別途合意がない限り、仲裁判定部が1人の仲裁人で構成されることを定めています(1944年仲裁法別表1)。ところが、同案によれば、仲裁合意当事者たちは、奇数の仲裁人を任命しなければなりません、当事者たちが仲裁人を任命しない場合には仲裁判定部が3人の仲裁人を任命することになります(同案第10条)。同案は、仲裁人の国籍や使用言語に対して制限は設けていません。

5. 仲裁判定を取り消すことができる事由

同案によれば、① 仲裁合意当事者が仲裁合意当時に無能力であったか、② 仲裁合意が準拠法、または、準拠法が指定されていない場合にミャンマー法律によって無効である場合、③ 仲裁判定の取り消しを求める当事者が仲裁人の選定、または、仲裁手続きに関して適切な通知を受けていないか、または、その他の事由によって本案に関する弁論をすることができなかった場合、④ 仲裁判定が仲裁合意の対象ではない紛争や仲裁合意の範囲を超える事項を取扱っている場合、⑤ 仲裁判定部の構成、または、仲裁手続きが強行規定に反しない当事者の合意に従っていないか、または、そのような合意がない場合にはこの法によらない場合であり、当事者が上記の①~⑤を証明した場合、そして、⑥ 裁判所が職権で当該紛争が当該国家の法律によって仲裁を通じて解決するのが適当ではないか、または、善良な風俗、その他の社会秩序に反する場合であると判断した場合などを取り上げています(同案第34条)。これは、モデル法第34条の定める仲裁判定取り消し事由と類似しています。

ミャンマー政府は、外国人投資の活性化に従い、国際仲裁の流れにあわせて上記のようなモデル法に基づいた同案を制定したものとされます。一方、ミャンマーは、2013年7月15日に外国仲裁判定の承認及び執行に関する協約(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards - the “New York” Convention)に加盟しましたが、外国から受けた仲裁判定をミャンマー内において一定な条件の下で拘束力のあるものとして承認をうけ、さらに、ミャンマー内の規則及び手続きに従ってそれを執行することも可能になるものと予想されます。